

国民年金の 保険料免除制度

平成 25 年度月額
15,040 円

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人は、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。

未納のままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときに障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合があります。保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料免除・納付猶予制度を利用してください。

	学生納付特例	若年者納付猶予	全額免除・一部納付（一部免除）
対象	大学・短大・専門学校・各種学校などに在学している 20 歳以上の学生	20 歳～ 30 歳未満の人	20 歳～ 60 歳未満の人
免除期間	平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月	平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月	
受付期間	平成 26 年 4 月 30 日（水）まで	平成 25 年 7 月 1 日（月）から平成 26 年 7 月 31 日（木）まで	
所得の目安	本人の平成 24 年中の所得が 118 万円以下	本人、配偶者の平成 24 年中の所得が一定額以下 下記表	本人、配偶者、世帯主の平成 24 年中の所得が一定額以下 下記表
受給資格期間と年金額	制度適用期間は、老齢基礎年金の金額に含まれませんが、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。	制度適用期間は、老齢・障害・遺族年金を請求する場合の受給資格期間に含まれます。老齢基礎年金の計算に一部含まれます。	
申請方法	申請先 持ち物 国保年金課（伊豆長岡庁舎）または各支所市民課 ①年金手帳 ②認め印（本人が署名する場合は不要） ③学生の場合は学生証のコピー（両面）か在学証明書 ④失業した人は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票（いずれもコピー可） ⑤平成 25 年 1 月 2 日以降に転入した人は所得課税証明書 申請に関する問合せ先 国保年金課 ☎ 055-948-2905		

扶養の確認について

税制改正（扶養控除廃止）に伴う国民年金保険料免除基準等の改正により、税制上の扶養親族の内、16 歳から 19 歳未満の扶養親族がいる場合は、申請時に申立書の提出が必要になります。

※平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月分の若年者納付猶予、全額免除・一部納付（一部免除）の申請受け付けは、平成 25 年 7 月 31 日（水）までです。

【免除の対象となる所得（収入）の目安】 表

世帯構成	全額免除 若年者納付 猶予	4 分の 3 免除	半額免除	4 分の 1 免除
単身世帯	57 万円 (122 万円)	93 万円 (158 万円)	141 万円 (227 万円)	189 万円 (296 万円)
2 人世帯 (夫婦のみ)	92 万円 (157 万円)	142 万円 (229 万円)	195 万円 (304 万円)	247 万円 (376 万円)
4 人世帯 (夫婦・16 歳未 満の子 2 人)	162 万円 (257 万円)	230 万円 (354 万円)	282 万円 (420 万円)	335 万円 (486 万円)

※免除申請をしても、所得によっては一部しか免除されない場合があります。その場合、残りの保険料を納付しない場合は未納と同じ扱いになります。

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1444
日本年金機構のホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

【保険料の追納について】

保険料の免除・猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。そこで、保険料の納付を免除された期間は、10 年以内であれば、あとから納める（追納）ことができます。追納を希望する場合は、申し込みが必要です。

さかのぼって 3 年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

経済的に余裕がある場合は、保険料を納付するほうがおトクです。保険料の後払い（追納）は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをおすすめします。

気軽にご相談ください

身体・知的・精神障害者相談員



写真	区分	相談員名	連絡先
後列左から	身体障害相談員	渡邊俊夫（長岡）	☎ 055-948-0115
	身体障害相談員	小澤咲夫（南江間）	☎ 055-948-3467
	精神障害相談員	森野 功（下畑）	☎ 0558-76-6324
	知的障害相談員	高橋 理（南條）	☎ 055-949-1160
	知的障害相談員	室伏利男（南江間）	☎ 055-948-3934
前列左から	身体障害相談員	前田成昭（四日町）	☎ 055-949-1115
	身体障害相談員	柿島かの子（原木）	☎ 055-949-5896
	身体障害相談員	神田峰代（田京）	☎ 0558-76-2093
	身体障害相談員	山本君代（御門）	☎ 0558-76-1553
右上	知的障害相談員	西島和子（田京）	☎ 0558-76-3207

市の『身体障害者相談員』、『知的障害者相談員』、『精神障害者相談員』が決まりました。障害のある人やその家族などの悩みや相談に応じます。

相談者と共に問題を考え、関係機関との連携を図りながら、問題解決のお手伝いをします。相談のある人は、直接相談員へ電話をするか、障がい福祉課へお問い合わせください（相談員が知り得た秘密は厳守します）。

相談員による相談会

身体、知的、精神それぞれの相談員が、障害別に相談に応じます。気軽にご相談ください。

とき 7 月 19 日（金）

9：30～12：00

ところ 大仁保健センター



☎ 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007

少しでもねぎらいたい…

介護手当のお知らせ

市では、介護が必要な人（介護保険の要介護度 3・4・5）を在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうための『介護手当』を毎年 7 月 1 日と 1 月 1 日を基準日として支給しています。

対象になると思われる人には、6 月末に通知を発送しましたので、手続きをお願いします。なお、該当する人で申請書が届かない人はお問い合わせください。

▶申請場所 高齢者支援課（大仁庁舎）

または各庁舎市民課

▶申請期間 7 月 1 日（月）～ 31 日（水）

※土・日・祝日を除く 8：30～17：15、
木曜日は 19：00 まで

▶持ち物

申請書・申請者（介護者）の印鑑・
振込先の通帳



☎ 高齢者支援課
☎ 0558-76-8011

支給額

1 回あたり	30,000 円
要介護 4・5 の認定を受けて、 介護保険のサービスを利用していない人	
1 回あたり	60,000 円

▶支給対象 次の①～⑤のすべてに該当する要介護者と基準日以前 6 カ月以上同居し、かつ生計を同じくしている介護者

- ①基準日以前 6 カ月以上継続して伊豆の国市に在住（住民登録）している人
- ②介護保険制度の要介護認定が、基準日以前 6 カ月以上継続して要介護 3～5 に該当していると認められた人や、それに相当する寝たきりの人や認知症の人
- ③入院・施設入所・短期入所等の日数が、基準日以前 6 カ月の間に通算して 44 日以下の人
- ④基準日以前 6 カ月の間に特別障害者手当を受けていない人
- ⑤基準日以前 6 カ月の間に生活保護を受けている介護者に介護されていない人

※基準日以前

平成 25 年 1 月 2 日から 7 月 1 日

※基準日前

平成 25 年 1 月 1 日から 6 月 30 日